

盛土規制法の適用に向けた対応状況について

【趣旨】

令和3年に発生した静岡県熱海市での大規模な土石流災害等を踏まえ、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制することを目的として、宅地造成等規制法が、「宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「盛土規制法」という。）」に抜本的に改正され、令和5年5月に施行されました。

新たな規制区域を指定することで、盛土規制法が適用されることとなりますが、その適用までの経過措置の期限である令和7年5月に向けて、関係局と連携して検討を進めており、その状況についてご報告します。

※盛土規制法の概要

従来の宅地造成に加え、新たに農地や森林における造成のほか、土石の一時的な堆積についても許可の対象となります。また、周辺住民への造成計画の周知、工事の定期報告や中間検査が義務づけられるほか、事業主の資力・信用や工事施行者の能力なども審査の対象となります。

1 新たな規制区域の指定等

盛土規制法では、盛土等に伴う災害の発生を防ぐため、都市計画区域で、土砂を運搬できる道路から近く、土砂の持ち込みが可能である土地は、新たな規制区域に指定することとしており、本市の場合、全域が該当します。

そのため、**市域全域を新たな規制区域**とし、令和6年4月に案を公表し、周知します。

また、盛土規制法の適用に向け、審査基準等について関係局と連携し検討を進めており、令和6年9月以降に規則及び審査基準について意見公募を行い、年内の策定を目指します。

	現在の規制区域	新たな規制区域
指定箇所	市域の63% (約27,200ha)	【案】 市域全域

約1.6倍

2 関係条例の改正

許可に係る新たな手続きの追加や法適用までの経過措置の終了による文言の修正に伴い、関係する条例を改正します。

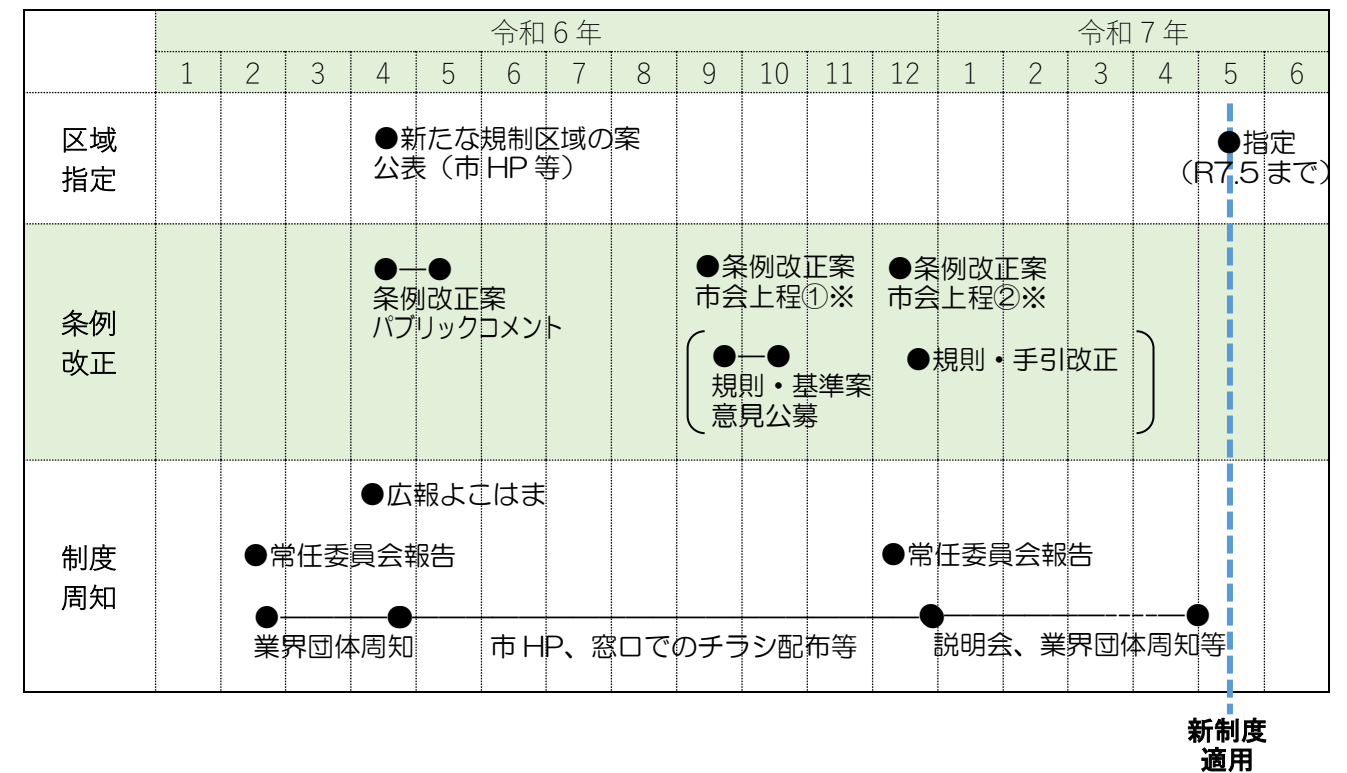
<改正する条例>

- ・横浜市開発事業の調整等に関する条例
- ・横浜市手数料条例
- ・横浜市狭あい道路の整備の促進に関する条例
- ・横浜市建築基準条例
- ・横浜市造成宅地等災害防止対策検討委員会条例
- ・横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例

3 制度の周知

新たな規制区域や許可手続きについて、市民のみなさまや事業者の方々に対し、広報よこはまや本市ホームページによる周知を行うほか、事業者向けの説明会を開催する予定です。合わせて、建設業や不動産業等の業界団体に対して個別に周知を行うなど、盛土規制法の適用に向けて、丁寧に進めてまいります。

参考 今後のスケジュール



※市会上程①

- ・横浜市開発事業の調整等に関する条例

※市会上程②

- ・横浜市手数料条例
- ・横浜市狭あい道路の整備の促進に関する条例
- ・横浜市建築基準条例
- ・横浜市造成宅地等災害防止対策検討委員会条例
- ・横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例